

函 財 稅

令和 7 年 (2025 年) 7 月 17 日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

納付催告書の誤配による個人情報の漏えいについて

(財務部税務室)

納付催告書の誤配による個人情報の漏えいについて

1 概 要

令和7年7月11日（金）付けで郵送した市税に係る納付催告書（以下「催告書」という。）について、別人あての催告書が届いたとして、配達先の市民から7月15日（火）に税務室納税担当に電話連絡があり、日本郵便株式会社（以下「郵便事業者」という。）による誤配があったことが判明した。

誤配された催告書は開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

（1）誤配のあった催告書の件数 1件（対象者1名）

（2）催告書に記載の個人情報

住所、氏名、滞納市税の税目および税額

2 原 因

対象者と誤配先が近接しており、郵便事業者の職員が配達する際の確認不足により、誤配したことを郵便事業者に確認した。

3 本市の対応

7月15日（火）、市担当職員および郵便事業者職員が対象者宅を訪問し、郵便事業者職員からは誤配についての経過と謝罪を行い、市担当職員からは催告書の内容について説明し、催告書を手渡した。

また、郵便事業者に対しては、過去にも類似の事案が度々発生していることを踏まえ、個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、改めて細心の注意を払うよう求めた。